

○ 「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」の策定について

(平成27年8月26日基発0826第1号, 都道府県労働局長宛, 厚生労働省労働基準局長名)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所(以下「発電所」という。)における安全衛生管理の徹底については、平成23年12月22日付け基安発1222第1号等により、累次にわたり、東京電力及び発電所内で工事を請け負っている元方事業者等に対し必要な指導を行ってきたところである。

現在、発電所においては、廃止措置等のための作業が進行しているところであるが、昨年、労働災害が急増するとともに、本年1月と8月に死亡災害が発生した。また、汚染水対策等の工事量の増加に伴い、1日あたりの労働者数は、最近1年間で約3,500人から約7,000人に倍増している。被ばく線量については、月別の平均被ばく線量は平成25年10月以降減少傾向にあるものの、被ばく線量が5ミリシーベルトを超える労働者は横ばいであり、集団線量は平成25年8月以降高止まりしている。

こうした状況の中、本年6月12日に、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議により、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」が改訂され、①東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化、②東京電力、元方事業者及び関係

請負人によるリスクアセスメントの実施等による労働安全衛生水準の向上、③工事の発注段階から、工法、設備、施設、施工機械等に関わる被ばく低減対策を検討するとともに、それら対策を施工計画に盛り込む等による効果的な被ばく線量の低減措置の実施が盛り込まれたところである。

今般、これらの措置を効果的かつ効率的に実施するため、東京電力及び元方事業者に対する指導事項を一体的に示した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」を別添1(編注:略)のとおり定めた。

各労働局におかれては、同ガイドラインの周知徹底を図るとともに、ガイドラインに基づき東京電力及び元方事業者を適切に指導し、廃炉作業に従事する労働者の安全衛生管理の徹底を図られたい。

なお、東京電力及び元方事業者に対し別添2<略>、関係業界団体に対して別添3(編注:略)、関係省庁に対して別添4(編注:略)のとおり通知したので、了知されたい。

本通達により、別添5<略>に示す関係通達を廃止する。

○ 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について

(平成27年8月31日基発0831第13号, 都道府県労働局長宛, 厚生労働省労働基準局長名)

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第134号, 以下「改正省令」という。), 特例緊急作業特別教育規程(平成27年厚生労働省告示第361号, 以下「特別教育規程」という。)及び電離放射線障害防止規則第7条の2第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象(平成27年厚生労働省告示第

360号, 以下「事象告示」という。)が本日公布され、いずれも平成28年4月1日から施行し、又は適用することとされたところである。

本改正は、原子力施設において原子力緊急事態等が発生した場合に備え、緊急作業期間中における放射線障害の防止に関する規定を整備する必要があることから、当該作業の性質に応じ、

放射線障害を防止するために必要な措置を規定したものである。

改正省令、事象告示及び特別教育規程の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、各原子力施設の実態に即した放射線障害防止対策が講じられるよう、事業者に対する周知を図るとともに、これらの運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「東電原発事故」という。）においては、原子力緊急事態宣言があった後、労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較衡量し、平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成23年厚生労働省令第23号。以下「特例省令」という。）を定め、特例的に、緊急被ばく限度を250ミリシーベルトまで引き上げた。

特例省令は、当初、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の全ての緊急作業を対象としたが、被ばく線量の低減に伴い、段階的に適用作業を限定（平成23年11月1日）した上で、原子炉の安定性が確保された段階（平成23年12月16日）で廃止された。

この間、東電福島第一原発で緊急作業に従事した労働者は約2万人にのぼり、線量計の不足、保護具の不適切な使用、内部被ばく測定が遅延等の様々な問題が発生し、174人が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第57号。以下「電離則」という。）第4条で規定する5年あたりの通常被ばく限度である100ミリシーベルトを超えて被ばくし、そのうち6人が特例的に引き上げた緊急被ばく限度である250ミリシーベルトを超えて被ばくした。

厚生労働省では、この経験を踏まえ、今後、仮に、緊急作業を実施する必要性が生じた場合に備え、あらかじめ、特例的な緊急被ばく限度等に関する基準を定めるとともに、労働者が受ける線量をできるだけ少なくできるように、当該作業の実態に即した放射線障害防止対策を規定する必要があるため、電離則を改正するとともに、特別教育規程及び事象告示を制定し、必要な規

定の整備を行ったものである。

第2 細部事項

1 管理区域並びに線量の限度及び測定（電離則第2章、事象告示関係）

(1) 特例緊急被ばく限度（第7条の2関係）

ア 第1項関係

① 本条第1項の「当該緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量について同条第2項の規定によることが困難と認めるとき」とは、原子力緊急事態宣言又はそれに至るおそれが高い事象が発生した場合に、労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較衡量し、特例的に緊急被ばく限度を引き上げる必要があると厚生労働大臣が認める場合をいうこと。

また、特例的に緊急被ばく限度を引き上げるためには、電離則第4条第1項の通常作業における5年あたりの被ばく限度である100ミリシーベルトを超える線量を受けてまで当該緊急作業を行うことを正当化する特別な理由が求められること、国際放射線防護委員会の勧告や国際原子力機関のガイドラインにおいて100ミリシーベルトを超える被ばく限度の適用が認められている作業のうち一般作業者に係るものとして「破滅的な状況の回避」が示されていることを踏まえ、本改正における特例緊急被ばく限度の対象となる作業及び労働者としては、原子力施設が破滅的な状況に至ることを回避することを主たる目的とする作業に従事する労働者に限定する趣旨であること。

② 「実効線量の限度の値（250ミリシーベルトを超えない範囲内に限る）」とは、特例緊急被ばくの上限を250ミリシーベルトとするものであること。これは、複数の原子炉の炉心が溶融する過酷事故であった東電原発事故においても、250ミリシーベルトで緊急対応が可能であった経験を踏まえると、今後、仮に、緊急作業を実施する際にこれを超える線量を受けて作業をする必要性は現時点では見出し難いこと、また、ヒトに関する急性被ば

くによる健康影響に関する文献からは、リンパ球数減少のしきい値は250ミリグレイ程度から600ミリグレイ程度の間にあると考えられるが、この間のデータ数が少ないためしきい値を明確に決めることは困難であることを踏まえ、緊急作業中のリンパ球数の減少による免疫機能の低下を確実に予防するという観点から定められたものであること。

- ③ 第7条第2項第2号及び第3号に規定する眼の水晶体及び皮膚に受ける等価線量の限度については、実効線量の限度を250ミリシーベルトに制限することにより、適切な保護具（ベータ線による被ばくの防止のため、眼の水晶体に関しては全面マスク、皮膚に関しては全身型化学防護服、防水具、長靴等が含まれる。）が適切に装着されれば、これらを超えるおそれはないことから、特例緊急被ばくの上限が定められる場合であっても、これらの限度は引き上げないこととしたものであること。

イ 第2項関係

- ① 本規定は、原子力施設において「破滅的な状況」が発生した場合には、原子力災害に対する危機管理の観点から、直ちに必要な対応を実施する必要があることから、厚生労働大臣は、直ちに特例緊急被ばく限度を250ミリシーベルトと定めることとしたものであること。また、原子力施設における「破滅的な状況」の発生に係る判断基準として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）等に定められている事象のうち、原子力緊急事態又はそれに至るおそれの高い事態が発生した場合が定めたものであること。
- ② 第1号の「原災法第10条に規定する政令で定める事象のうち厚生労働大臣が定めるもの」とは、事象告示の各号に定められているものであり、これらは、原災法第10条に規定する政令で定める事象（以下「通報事象」という。）のうち、原子力緊急事態への進展が早急に見込まれ、その拡大防止のために、高放射線量

環境下での作業が想定されるものであること。具体的には、原子力災害特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項第1号から第4号までに定める事象（①原子力施設の敷地境界で5マイクロシーベルト毎時が検出された場合、②排気筒、排水溝等において基準以上の放射性物質が検出された場合、③管理区域外の場所で50マイクロシーベルト毎時を超えた場合等）等であり、東電原発事故では、通報事象が発生してから、原子力緊急事態に至るまでの時間は1時間程度であったことを踏まえて設定したものであること。

- ③ 第2号の「原災法第15条第1項各号に掲げる場合」とは、事故により、相当量の放射線や放射性物質が原子力施設の敷地外に放出されている状況（原子力緊急事態）であり、作業場所における空間線量率も大幅に増加していることが想定される場合であること。

ウ 第3項関係

- ① 本規定は、被ばく線量の最適化の観点から、特例緊急作業に従事する労働者の受けた線量の推移、今後受けることが予測される線量、事故の収束のために必要となる作業の内容の進捗状況等に応じて、厚生労働大臣は、特例緊急被ばく限度を変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止すべき旨を定めたものであること。
- ② 「これを変更し」には、特例緊急被ばく限度の適用作業の限定、ある時点以降の新規入場者に対する被ばく限度の段階的な引下げ等が含まれること。
- ③ 「できるだけ速やかに廃止する」とは、原災法第15条第4項に規定する原子力緊急事態宣言の解除前であっても、原子炉の安定性が確保された段階（東電原発事故におけるステップ2の完了時に相当する時点）で、厚生労働大臣は、できるだけ速やかに特例緊急被ばく限度を廃止すべき旨を定めたものであること。

エ 第4項関係

本規定は、特例緊急被ばく限度が適用さ

れる作業及び特例緊急被ばく限度の値を具体的に明示するため、これらを定めた場合には告示する旨を規定したものであること。なお、第7条の2第1項及び第2項の規定に基づき定められる特例緊急被ばく限度の効力は、本規定により告示された時点ではなく、これが定められた時点（同条第2項第1号及び第2号のいずれかに該当するに至った時点）で生じるものであり、本規定は、定められた特例緊急被ばく限度を告示しなければならない旨を規定するものであること。

(2) 特例緊急被ばく限度（第7条の3関係）

ア 第1項関係

- ① 本規定は、正当化の原則に基づき、特例緊急被ばく限度が適用される労働者について、原子炉施設が破滅的な状況に至ることを回避することを主たる目的とする作業（施設内の労働者の放射線による健康障害を防止するための作業も含まれる。）のために必要な知識・経験を有する労働者に限定するものであり、具体的には、原災法第8条第3項に規定する原子力防災要員、原災法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者（以下「原子力防災要員等」という。）のみを対象とすることを規定したものであること。
- ② これら原子力防災要員等は、電離則第52条の6又は第52条の7の規定による特別の教育を受けた放射線業務従事者であって、かつ、第52条の9で規定する特例緊急作業に係る特別の教育を受けた者である必要があること。
- ③ なお、高度な知識、経験や技能を要しない機器の操作等の作業については、作業に従事する労働者数を増加させることで、一人あたりの被ばく線量を抑制することが可能であることから、特例緊急被ばく限度が定められた場合であっても、原子力防災要員等以外の労働者については、特例緊急作業が実施されている原子力施設内における作業には特例緊急被ばく限度は適用されず、第4条に規定する通常被ばく限度が適用されること。また、

これら作業が第52条の6又は第52条の7に該当する場合、事業者は、当該特別の教育をあらかじめ行う必要があること。

- ④ 原子力防災要員等には、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」（平成24年文部科学省令・経済産業省令第4号）第2条第3項に基づき、原子力事業者が原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な原子力防災組織の業務の一部（例えば、緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における損傷機器等の復旧作業等）を委託する場合、当該委託事業者の労働者も原子力防災要員等に含まれること。この場合、委託業務の決定に当たっては、東電原発事故の教訓を踏まえた最適な範囲とする必要があること。
 - ⑤ 原子力防災要員等の選定に当たっては、事業者は、特例緊急作業に係る労働条件を明示した上で双方合意の上で労働契約を締結するとともに、今後、仮に緊急作業を実施する場合、実際の作業への配置に当たっては、労働者の意向に可能な限り配慮すべきであること。
- ### イ 第2項及び第3項関係
- ① 第2項は、事業者が、特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量が、特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならないことを規定したものであること。
 - ② 第3項は、国際放射線防護委員会勧告の「すべての被ばくは、社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである」という被ばく線量の最適化の観点から、特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならないことを規定したものであること。具体的には、線量計や保護具等の事前準備を含め、特例緊急作業時の適切な放射線管理、線量測定（内部被ばく線量測定を含む。）や保護具の着用等の措置を確実に実施することが求め

られること。

(3) 線量の測定、線量の測定結果の確認、記録等（第8条及び第9条関係）

ア 第8条は、東電原発事故において、ヨウ素131等の短半減期核種による内部被ばくを適切に測定することができなかつた教訓を踏まえ、緊急作業に従事する男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性については、内部被ばく測定の頻度を1月以内ごとに1回とすることを規定したものであること。なお、短半減期核種の中には、ヨウ素133のように、半減期が数十時間のものもあるため、事故の状況に応じ、可能な限り高い頻度で内部被ばく測定を実施することが必要であること。

イ 第9条は、第8条の規定に基づき測定された緊急作業に従事する男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性に係る内部被ばくによる線量を含む実効線量について、1月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計を算定、記録し、30年間保存しなければならないことを規定したものであること。

2 特別の教育（電離則第6章の2、特別教育規程関係）

(1) 特例緊急作業に係る特別の教育（第52条の9関係）

ア 本規定は、特例緊急作業に係る業務に原子力防災要員等を就かせる際、放射線による健康影響等のリスクを理解させるとともに、作業内容、保護具の取扱等、電離則で定める措置を適切に実施するために必要とされる知識及び実技の科目について特別の教育を実施することにより、作業中の被ばく線量を低減させることを意図したものであること。

イ 第1項は、特例緊急作業に係る業務に原子力防災要員等を就かせるときに特別の教育を実施することを事業者が義務付けているものであるが、事故が発生した後に特別の教育を実施することは事実上困難であることから、事業者は、原子力防災要員等に対して、あらかじめ特別の教育を実施しておく必要があること。

ウ 特例緊急作業に係る技能及び知識を維持

するため、特例緊急作業に現に従事している原子力防災要員等については、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平成元年5月22日安全衛生教育指針公示第1号）に基づき、実技教育の科目については、1年ごとに1回、定期に安全衛生教育を行うとともに、特例緊急作業に係る知識を最新のものとしておくため、学科教育の科目については教育実施後に変更が生じた場合には、随時、当該変更箇所について安全衛生教育を実施すること。なお、あらかじめ特例緊急作業に係る特別の教育を受けた者など特例緊急作業に現に従事していない原子力防災要員等についても、原子力防災訓練等の機会をとらえ、定期・随時の教育を行うことが適切であること。

エ 第1項第1号から第4号までが学科教育、同項第5号及び第6号が実技教育であり、その範囲及び時間については、特別教育規程第2条及び第3条によること。

(2) 特例緊急作業に係る特別の教育の内容（特別教育規程関係）

ア 第2条の「重大事故等に対処するための作業の方法」には、原子炉施設に対する新規制基準適合性審査において想定された重大事故等に対処するための作業の方法が含まれること。

イ 第2条の「重大事故等及び重大事故等への対処の事例」には、平成24年8月10日付け基発第0810第1号に記載されている東電原発事故の教訓を踏まえた事前準備事項等が含まれること。

ウ 第2条の「重大な事故等に対処するための機能を有する施設及び設備」には、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「実用炉基準規則」という。）第2条第2項第11号及び再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理施設基準規則」という。）第1条第2項第6号で定める「重大事故等対処施設」及び実用炉基準規則第2条第2項第14号及び再処理施設基準規則

第1条第2項第7号で定める「重大事故等対処設備」が含まれること。

エ 第2条及び第3条に定める教育の内容については、原子力防災要員等の職務分担等を踏まえ、特例緊急作業時において予定される作業の内容及び使用する施設又は設備について重点的に実施すること。

オ 特例緊急作業に係る特別の教育は、特例緊急作業が電離則第52条の6又は第52条の7の規定による特別の教育を受けた者に対して実施するものであるため、第2条又は第3条に定める科目又は範囲については、電離則第52条の6又は第52条の7の規定による特別の教育の科目及び範囲と部分的に重なりがある可能性があるが、原子力防災要員等に対する必要な教育が漏れなく行われるよう、電離則第52条の6又は第52条の7に定める特別の教育を受けた労働者に対しても、原則として科目又は範囲を省略することなく特例緊急作業に係る特別の教育を実施すること。

3 緊急措置（電離則第5章関係）

(1) 診察等（第44条関係）

ア 第1項の「医師の診察又は処置」については、緊急作業を実施している間に同第1項第2号に該当する場合であって、電離則第7条又は第7条の2に規定する緊急被ばく限度（特例緊急被ばく限度が定められている場合）にあっては、当該特例緊急被ばく限度）を超えないときは、電離則第56条の2に規定する緊急時電離放射線健康診断の間診の中で、本条に規定する医師の診察も併せて行うことができること。なお、当該診察の結果、医師による処置が必要となった場合には、速やかに必要な処置を受けさせなければならないこと。

イ 第1項第2号に該当する場合であって、緊急被ばく限度（特例緊急被ばく限度が定められている場合）にあっては、当該特例緊急被ばく限度）を超えた場合は、短時間に放射線による重篤な急性障害を起こす可能性のある線量（300ミリシーベルトから400ミリシーベルト）以上の線量を受けたおそれがあるため、直ちに、染色体異常の検査、

白血球数及び白血球百分率の検査、赤血球数の検査、血色素量又はヘマトクリット値の検査を実施し、医師の診察を受けさせること。実施頻度については、染色体異常の検査については被ばく直後に1回実施し、その他の検査については、被ばく直後から6から12時間ごとに1回、数日間実施すること。また、当該検査や診察の結果、医師による処置が必要になった場合には、速やかに必要な処置を受けさせなければならないこと。

4 健康診断（電離則第8章関係）

(1) 健康診断（第56条の2関係）

ア 第1項は、東電原発事故の際、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第4項の規定に基づき、東京電力に対して臨時の健康診断を指示した教訓を踏まえ、今後、仮に緊急作業を実施する事態となった場合、その期間内に実施する必要がある健康診断を規定したものであること。また、緊急作業から離職又は他の業務への配置換えの際の健康診断については、離職等の後の他の放射線業務に従事する際の健康管理に活用するために必要なものとして規定したものであること。

イ 第1項各号に規定する検査項目は、東電原発事故において甲状腺にヨウ素131による高い線量の被ばくが多く見られたことを踏まえ、放射線による急性障害を検査するための項目として、第56条第1項各号に定める検査項目のほか、第4号の甲状腺刺激ホルモン等の検査を追加したものであること。また、緊急作業が長期化したときの健康上のリスクとして、睡眠不足、食欲減退、疲労の蓄積、熱中症等があるが、これらに対する検査項目として、第1号の自覚症状及び他覚症状の有無の検査を規定したものであること。

ウ 第2項は、第1項第2号から第6号までの検査については、第7条又は第7条の2の被ばく限度の範囲内で線量が管理されていれば、重篤な急性放射線障害が発生する可能性が低いことを踏まえ、医師が必要でないと認めるときは省略することができる

ことを規定したものであること。なお、第1項第1号の自覚症状及び他覚症状の有無の検査については、緊急作業が長期化したときの健康リスクの検査のため省略を認めないこと。また、緊急作業従事後に他の放射線業務に従事する際の健康管理に活用するため、緊急作業から離職する際に実施する健康診断を省略することは認められていないこと。

(2) 健康診断（第56条の3関係）

本規定は、第56条の2第1項の健康診断の項目が、第56条第1項の健康診断の項目を包含していることを踏まえ、第56条第1項に規定する健康診断を実施すべき配置替えの日又は定期健康診断を実施する日の前1月以内に第56条の2第1項による健康診断を受診した場合、第56条第1項の健康診断を受診したとみなすことを規定したものであること。

(3) 健康診断の結果についての医師からの意見聴取（第57条の2関係）

本条第2項は、第56条の2の緊急時電離放射線健康診断（離職の際に行うものを除く。）の結果、所見を有する者に対する医師からの意見聴取については、同健診が1月以内に1度実施されることを踏まえ、同健診実施後、速やかに行わなければならないことを規定したものであること。

(4) 健康診断の結果の通知（電離則第57条の3関係）

第56条の2の緊急時電離放射線健康診断については、離職時の健康診断も含め、その結果を労働者に提供する必要があるが、離職時の健康診断の結果については、当該労働者が離職した後に通知することになることも想定されるため、第2項において、労働者であった者に対しても通知する必要がある旨を明記したこと。

(5) 健康診断等に基づく措置（電離則第59条関係）

第56条の2の緊急時電離放射線健康診断のうち、離職時のものについては、事業者が、その結果に基づき労働者であった者に対して事後措置を行うことが想定されないことから、本規定の対象から除いたものであること。

5 指定緊急作業等従事者に係る記録等の提出等（第9章関係）

(1) 指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出（第59条の2関係）

ア 本規定は、緊急作業又は特例緊急作業に従事し、又は従事したことのある労働者について、厚生労働省が設置するデータベースに当該労働者の健康診断の結果及び線量等を登録し、長期健康管理に活用するため、事業者に対し、健康診断の結果及び線量記録等を厚生労働大臣に提出することを義務付けたものであること。

イ 特例緊急作業に従事し、又は従事した者については、原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針（平成23年10月11日東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第5号）に基づき、長期的な健康管理及び線量管理を適切に実施する必要があること。

(2) 緊急作業実施状況報告（第59条の3関係）

ア 本規定は、緊急作業従事者の被ばく状況を適切に把握するため、事業者に対し、緊急作業に従事する労働者の線量区分ごとの人数等を厚生労働大臣に対して定期的に報告させることを義務付けたものであること。

イ 第1号の報告は、被ばく状況を迅速に報告する趣旨から、10日ごとに1回、外部被ばくによる実効線量が第4条に定める通常被ばく限度である50ミリシーベルトを超えた者に限り、その線量区分ごとの人数を報告することを義務付けたものであること。

ウ 第2号の報告は、内部被ばく測定を1月以内ごとに1回義務付けていることに合わせ、1月ごとに1回、全ての緊急作業従事者について、内部被ばくと外部被ばくを合算した実効線量の区分ごとの人数を報告することを義務付けたものであること。

6 その他

(1) 施行期日等

ア 改正省令は、平成28年4月1日から施行すること。（改正省令附則第1条関係）

イ 特別教育規程は、平成28年4月1日から

適用すること。

ウ 事象告示は、平成28年4月1日から適用すること。

(2) 経過措置

ア 様式に関する経過措置（改正省令附則第2条、第3条）

電離則様式第2号及び第3号を改正したことに伴い、様式に関し所要の経過措置を設けたものであること。

イ 緊急作業実施状況報告に関する経過措置（改正省令附則第4条）

改正省令の施行の際現に緊急作業に労働者を従事させる事業者については、電離則第59条の3の緊急作業実施状況報告の改正省令の施行後の初回の提出時期について、同条第1号の報告については平成28年4月15日と、同条第2号の報告については平成28年4月末日とするものであること。

(3) 関係省令の一部改正

ア 労働安全衛生規則の一部改正（附則第6条関係）

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第

32号）第36条の改正により、労働安全衛生法第59条第3項の特別の教育を必要とする業務に特例緊急作業に係る業務を加えたこと。

イ その他

以下の関係省令について、電離則の改正に伴う所要の改正を行ったものであること。

- ① 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）
- ② 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）
- ③ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）
- ④ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

○ 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について

（平成27年9月18日基発0918第3号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局長名）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号、以下「改正法」という。）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「法」という。）第57条の3第3項の規定に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（以下「指針」という。）を制定し、平成28年6月1日から適用するとともに、法第28条の2第2項の規定に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月30日付け指針公示第2号、以下「旧指針」という。）を廃止することとし、別添1のとおり平成27年9月18日付け官報に公示した。

改正法をはじめとする今般の化学物質管理に係る法令改正は、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる640の化学物質等について、譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラ

ベル表示、安全データシート（SDS）の交付及び化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの3つの対策を講じることが柱となっている。

今般の指針の制定は、改正法により、化学物質等による危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）の実施に係る主たる根拠条文が変更されたことに伴い、旧指針を廃止し、新たに法第57条の3第3項に基づくものとして同名の指針を策定するものであり、内容としては、基本的に旧指針の構成を維持しつつ、改正法の内容等に合わせてその一部を見直したものである。

については、別添2のとおり指針を送付するので、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号、以下「安衛則」という。）第34条の2の9において準用する第24条の規定により、都道府県労働局健康主務課において閲覧に供されたい。

また、その趣旨、内容等について、下記事項

に留意の上、事業者及び関係事業者団体等に対する周知等を図られたい。

なお、平成18年3月30日付け基発第0330004号「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」は、旧指針の廃止に伴い本通達をもって廃止することとする。

記

1 趣旨等について

- (1) 指針の1は、本指針の趣旨及び位置付けを定めたものであること。
- (2) 指針の1の「危険性又は有害性」とは、ILO等において、「危険有害要因」、「ハザード (hazard)」等の用語で表現されているものであること。

2 適用について

- (1) 指針の2は、法第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントは、化学物質等のみならず、作業方法、設備等、労働者の就業に係る全てのものを含めて実施すべきことを定めたものであること。
- (2) 指針の2の「化学物質等」には、製造中間体（製品の製造工程中において生成し、同一事業場内で他の化学物質に変化する化学物質をいう。）が含まれること。

3 実施内容について

- (1) 指針の3は、指針に基づき実施すべき事項の骨子を定めたものであること。また、法及び関係規則の規定に従い、事業者に義務付けられている事項と努力義務となっている事項を明示したこと。
- (2) 指針の3(1)の「危険性又は有害性の特定」は、ILO等においては「危険有害要因の特定 (hazard identification)」等の用語で表現されているものであること。

4 実施体制等について

- (1) 指針の4は、リスクアセスメント及びリスク低減措置（以下「リスクアセスメント等」という。）を実施する際の体制について定めたものであること。
- (2) 指針の4(1)アの「事業の実施を統括管理する者」には、統括安全衛生責任者等、事業場を実質的に統括管理する者が含まれる

こと。

- (3) 指針の4(1)イの「職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導し、又は監督する者」には、職長のほか、作業主任者、班長、組長、係長等が含まれること。
- (4) 指針の4(1)ウの「化学物質管理者」は、事業場で製造等を行う化学物質等、作業方法、設備等の事業場の実態に精通していることが必要であるため、当該事業場に所属する労働者から指名されることが望ましいものであること。
- (5) 指針の4(1)エは、安全衛生委員会等において、安衛則第21条各号及び第22条各号に掲げる付議事項を調査審議するなど労働者の参画について定めたものであること。
- (6) 指針の4(1)オの「専門的知識を有する者」は、原則として当該事業場の実際の作業や設備に精通している内部関係者とする。
- (7) 指針の4(1)カの「労働衛生コンサルタント等」の「等」には、労働安全コンサルタント、作業環境測定士、インダストリアル・ハイジニスト等の民間団体が養成しているリスクアセスメント等の専門家等が含まれること。

5 実施時期について

- (1) 指針の5は、リスクアセスメントを実施すべき時期について定めたものであること。
- (2) 化学物質等に係る建設物を設置し、移転し、変更し、若しくは解体するとき、又は化学設備等に係る設備を新規に採用し、若しくは変更するときは、それが指針の5(1)ア又はイに掲げるいずれかに該当する場合には、リスクアセスメントを実施する必要があること。
- (3) 指針の5(1)ウの「化学物質等による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき」とは、化学物質等による危険性又は有害性に係る新たな知見が確認されたことを意味するものであり、例えば、国連勧告の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）又は日本工業規格 Z7252

に基づき分類された化学物質等の危険性又は有害性の区分が変更された場合、日本産業衛生学会の許容濃度又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が勧告するTLV-TWA等により化学物質等のばく露限界が新規に設定され、又は変更された場合などがあること。したがって、当該化学物質等を譲渡し、又は提供した者が当該化学物質等に係る安全データシート（以下「SDS」という。）の危険性又は有害性に係る情報を変更し、法第57条の2第2項の規定に基づき、その内容が事業者提供された場合にリスクアセスメントを実施する必要があること。

- (4) 指針の5(2)は、安衛則第34条の2の7第1項に規定する時期以外にもリスクアセスメントを行うよう努めるべきことを定めたものであること。
- (5) 指針の5(2)イは、過去に実施したリスクアセスメント等について、設備の経年劣化等の状況の変化が当該リスクアセスメント等の想定する範囲を超える場合に、その変化を的確に把握するため、定期的に再度のリスクアセスメント等を実施するよう努める必要があることを定めたものであること。なお、ここでいう「一定の期間」については、事業者が設備や作業等の状況を踏まえ決定し、それに基づき計画的にリスクアセスメント等を実施すること。

また、「新たな安全衛生に係る知見」には、例えば、社外における類似作業で発生した災害など、従前は想定していなかったリスクを明らかにする情報が含まれること。

- (6) 指針の5(2)ウは、「既に製造し、又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合」のほか、改正法のリスクアセスメント等の義務化に係る規定の施行日（平成28年6月1日）前から使用している物質を施行日以降、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合には、リスクアセスメントの実施義務が生じないものであるが、これらの既存業務について、過去にリスクアセスメント等を実施したことのない場合又はリスクアセスメント等の結果が残っていない場合は、実施するよう努める必要があることを定めたもの

であること。

- (7) 指針の5(4)は、設備改修等の作業を開始する前の施工計画等を作成する段階で、リスクアセスメント等を実施することで、より効果的なリスク低減措置の実施が可能となることから定めたものであること。また、計画策定時にリスクアセスメント等を行った後に指針の5(1)の作業等を行う場合、同じ作業等を対象に重ねてリスクアセスメント等を実施する必要はないこと。

6 リスクアセスメント等の対象の選定について

- (1) 指針の6は、リスクアセスメント等の実施対象の選定基準について定めたものであること。
- (2) 指針の6(3)の「同一の場所で作業を行うことによって生ずる労働災害」には、例えば、引火性のある塗料を用いた塗装作業と設備の改修に係る溶接作業との混在作業がある場合に、溶接による火花等が引火性のある塗料に引火することによる労働災害などが想定されること。

7 情報の入手等について

- (1) 指針の7は、調査等の実施に当たり、事前に入手すべき情報を定めたものであること。
- (2) 指針の7(1)の「非定常作業」には、機械設備等の保守点検作業や補修作業に加え、工程の切替え（いわゆる段取替え）や緊急事態への対応に関する作業も含まれること。
- (3) 指針の7(1)については、以下の事項に留意すること。
 - ア 指針の7(1)アの「危険性又は有害性に関する情報」は、使用する化学物質のSDS等から入手できること。
 - イ 指針の7(1)イの「作業手順書等」の「等」には、例えば、操作説明書、マニュアルがあり、「機械設備等に関する情報」には、例えば、使用する設備等の仕様書のほか、取扱説明書、「機械等の包括的な安全基準に関する指針」（平成13年6月1日付け基発第501号）に基づき提供される

「使用上の情報」があること。

- (4) 指針の7(2)については、以下の事項に留意すること。

ア 指針の7(2)アの「作業の周辺の環境に関する情報」には、例えば、周辺の化学物質等に係る機械設備等の配置状況や当該機械設備等から外部へ拡散する化学物質等の情報があること。また、発注者において行われたこれらに係る調査等の結果も含まれること。

イ 指針の7(2)イの「作業環境測定結果等」の「等」には、例えば、特殊健康診断結果、生物学的モニタリング結果があること。

ウ 指針の7(2)ウの「災害事例、災害統計等」には、例えば、事業場内の災害事例、災害の統計・発生傾向分析、ヒヤリハット、トラブルの記録、労働者が日常不安を感じている作業等の情報があること。また、同業他社、関連業界の災害事例等を収集することが望ましいこと。

エ 指針の7(2)エの「参考となる資料等」には、例えば、化学物質等による危険性又は有害性に係る文献、作業を行うために必要な資格・教育の要件、「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」(平成12年3月21日付け基発第149号)等に基づく調査等の結果、危険予知活動(KYT)の実施結果、職場巡視の実施結果があること。

- (5) 指針の7(3)については、以下の事項に留意すること。

ア 指針の7(3)アは、化学物質等による危険性又は有害性に係る情報が記載されたSDSはリスクアセスメント等において重要であることから、事業者は当該化学物質等のSDSを必ず入手すべきことを定めたものであること。

イ 指針の7(3)イは、「機械等の包括的な安全基準に関する指針」、ISO、JISの「機械類の安全性」の考え方にに基づき、化学物質等に係る機械設備等の設計・製造段階における安全対策が講じられるよう、機械設備等の導入前に製造者にリスクアセスメント等の実施を求め、使用上の情

報等の結果を入手することを定めたものであること。

ウ 指針の7(3)ウは、使用する機械設備等に対する設備的改善は管理権原を有する者のみが行い得ることから、管理権原を有する者が実施したリスクアセスメント等の結果を入手することを定めたものであること。

また、爆発等の危険性のある物を取り扱う機械設備等の改造等を請け負った事業者が、内容物等の危険性を把握することは困難であることから、管理権原を有する者がリスクアセスメント等を実施し、その結果を関係請負人に提供するなど、関係請負人がリスクアセスメント等を行うために必要な情報を入手できることを定めたものであること。

- (6) 指針の7(4)については、以下の事項に留意すること。

ア 指針の7(4)アは、同一の場所で複数の事業者が混在作業を行う場合、当該作業を請け負った事業者は、作業の混在の有無や混在作業において他の事業者が使用する化学物質等による危険性又は有害性を把握できないので、元方事業者がこれらの事項について事前にリスクアセスメント等を実施し、その結果を関係請負人に提供する必要があることを定めたものであること。

イ 指針の7(4)イは、化学物質等の製造工場や化学プラント等の建設、改造、修理等の現場においては、関係請負人が混在して作業を行っていることから、どの関係請負人がリスクアセスメント等を実施すべきか明確でない場合があるため、元方事業者がリスクアセスメント等を実施し、その結果を関係請負人に提供する必要があることを定めたものであること。

8 危険性又は有害性の特定について

- (1) 指針の8は、危険性又は有害性の特定の方法について定めたものであること。
- (2) 指針の8の「リスクアセスメント等の対象となる業務」のうち化学物質等を製造する業務には、当該化学物質等を最終製品と

して製造する業務のほか、当該化学物質等を製造中間体として生成する業務が含まれ、化学物質等を取り扱う業務には、譲渡・提供され、又は自ら製造した当該化学物質等を単に使用する業務のほか、他の製品の原料として使用する業務が含まれること。

- (3) 指針の8ア及びイは、化学物質等の危険性又は有害性の特定は、まずSDSに記載されているGHS分類結果及び日本産業衛生学会等の許容濃度等のばく露限界を把握することによることを定めたものであること。なお、指針の8アのGHS分類に基づく化学物質等の危険性又は有害性には、別紙1に示すものがあること。

また、化学物質等の「危険性又は有害性」は、個々の化学物質等に関するものであるが、これらの化学物質等の相互間の化学反応による危険性又は有害性(発熱等の事象)が予測される場合には、事象に即してその危険性又は有害性にも留意すること。

- (4) 指針の8ウにおける「負傷又は疾病の原因となるおそれのある化学物質等の危険性又は有害性」とは、SDSに記載された危険性又は有害性クラス及び区分に該当しない場合であっても、過去の災害事例等の入手しうる情報によって災害の原因となるおそれがあると判断される危険性又は有害性をいうこと。また、「化学物質等による危険又は健康障害のおそれがある事象が発生した作業等」の「等」には、労働災害を伴わなかった危険又は健康障害のおそれのある事象(ヒヤリハット事例)のあった作業、労働者が日常不安を感じている作業、過去に事故のあった設備等を使用する作業、又は操作が複雑な化学物質等に係る機械設備等の操作が含まれること。

9 リスクの見積りについて

- (1) 指針の9はリスクの見積りの方法等について定めたものであるが、その実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- ア リスクの見積りは、危険性又は有害性のいずれかについて行う趣旨ではなく、対象となる化学物質等に応じて特定された危険性又は有害性のそれぞれについて

行うべきものであること。したがって、化学物質等によっては危険性及び有害性の両方についてリスクを見積もる必要があること。

- イ 指針の9(1)ア(ア)から(オ)まで、イ(ア)から(ウ)まで、並びにウ(ア)及び(イ)に掲げる方法は、代表的な手法の例であり、指針の9(1)ア、イ又はウの柱書きに定める事項を満たしている限り、他の手法によっても差し支えないこと。
- (2) 指針の9(1)アに示す方法の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の9(1)アのリスクの見積りは、必ずしも数値化する必要はなく、相対的な分類でも差し支えないこと。
- イ 指針の9(1)アの「危険又は健康障害」には、それらによる死亡も含まれること。
- また、「危険又は健康障害」は、ISO等において「危害」(harm)、「危険又は健康障害の程度(重篤度)」は、ISO等において「危害のひどさ」(severity of harm)等の用語で表現されているものであること。
- ウ 指針の9(1)ア(ア)に示す方法は、危険又は健康障害の発生可能性とその重篤度をそれぞれ縦軸と横軸とした表(行列:マトリクス)に、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じたリスクを割り付けておき、発生可能性に該当する行を選び、次に見積り対象となる危険又は健康障害の重篤度に該当する列を選ぶことにより、リスクを見積もる方法であること。(別紙2の例1を参照。)
- エ 指針の9(1)ア(イ)に示す方法は、危険又は健康障害の発生可能性とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算(足し算、掛け算等)してリスクを見積もる方法であること。(別紙2の例2を参照。)
- オ 指針の9(1)ア(ウ)に示す方法は、危険又は健康障害の発生可能性とその重篤度について、危険性への遭遇の頻度、回避可能性等をステップごとに分岐していくことにより、リスクを見積もる方法(リスクグラフ)であること。

- カ 指針の9(1)ア(エ)の「コントロール・バンディング」は、ILOが開発途上国の中小企業を対象に有害性のある化学物質から労働者の健康を保護するため開発した簡易なリスクアセスメント手法である。厚生労働省では「職場のあんぜんサイト」ホームページにおいて、ILOが公表しているコントロール・バンディングのツールを翻訳、修正追加したものを「リスクアセスメント実施支援システム」として提供していること。(別紙2の例3参照)
- キ 指針の9(1)ア(オ)に示す方法は、「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」(平成12年3月21日付け基発第149号)による方法等があること。
- (3) 指針の9(1)イに示す方法は化学物質等による健康障害に係るリスクの見積りの方法について定めたものであるが、その実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の9(1)イ(ア)は、化学物質等の気中濃度等を実際に測定し、ばく露限界と比較する手法であり、ばく露の程度を把握するに当たって指針の9(1)イ(イ)及び(ウ)の手法より確実性が高い手法であること。(別紙3の1参照)
- イ 指針の9(1)イ(ア)の「気中濃度等」には、作業環境測定結果の評価値を用いる方法、個人サンプラーを用いて測定した個人ばく露濃度を用いる方法、検知管により簡易に気中濃度を測定する方法等が含まれること。なお、簡易な測定方法を用いた場合には、測定条件に応じた適切な安全率を考慮する必要があること。また、「ばく露限界」には、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIH(米国産業衛生専門家会議)のTLV—TWA(Threshold Limit Value—Time Weighted Average 8時間加重平均濃度)等があること。
- ウ 指針の9(1)イ(ア)の方法による場合には、単位作業場所(作業環境測定基準第2条第1項に定義するものをいう。)に準じた区域に含まれる業務を測定の単位とするほか、化学物質等の発散源ごとに測定の対象とする方法があること。
- エ 指針の9(1)イ(イ)の数値モデルを用いてばく露濃度等を推定する場合には、推定方法及び推定に用いた条件に応じて適切な安全率を考慮する必要があること。
- オ 指針の9(1)イ(イ)の気中濃度の推定方法には、以下に掲げる方法が含まれること。
- a 調査対象の作業場所以外の作業場所において、調査対象の化学物質等について調査対象の業務と同様の業務が行われており、かつ、作業場所の形状や換気条件が同程度である場合に、当該業務に係る作業環境測定の結果から平均的な濃度を推定する方法
- b 調査対象の作業場所における単位時間当たりの化学物質等の消費量及び当該作業場所の気積から推定する方法並びにこれに加えて物質の拡散又は換気を考慮して推定する方法
- c 欧州化学物質生態毒性・毒性センターが提供しているリスクアセスメントツール(ECETOC-TRA)を用いてリスクを見積もる方法(別紙3の例4参照)
- カ 指針の9(1)イ(ウ)は、指針の9(1)ア(ア)の方法の横軸と縦軸を当該化学物質等のばく露の程度と有害性の程度に置き換えたものであること。(別紙3の例5参照)
- (4) 指針の9(1)ウは、「準ずる方法」として、リスクアセスメント対象の化学物質等そのもの又は同様の危険性又は有害性を有する他の物質を対象として、当該物質に係る危険又は健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令に規定されている場合に、当該条項を確認する方法があることを定めたものであり、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の9(1)ウ(ア)は、労働安全衛生法関係法令に規定する特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛等及び危険物に該当する物質については、対応する有機溶剤中毒予防規則等の各条項の履行状況を確認することをもって、リスクアセスメントを実施したこととみなす方法があること。
- イ 指針の9(1)ウ(イ)に示す方法は、危険物ではないが危険物と同様の危険性を有す

る化学物質等（GHS又はJISZ7252に基づき分類された物理化学的危険性のうち爆発物，有機過酸化物，可燃性固体，支燃性／酸化性ガス，酸化性液体，酸化性固体，引火性液体又は可燃性／引火性ガスに該当する物）について，危険物を対象として規定された安衛則第4章等の各条項を確認する方法であること。

(5) 指針の9(2)については，次に掲げる事項に留意すること。

ア 指針の9(2)アの「性状」には，固体，スラッジ，液体，ミスト，気体等があり，例えば，固体の場合には，塊，フレーク，粒，粉等があること。

イ 指針の9(2)イの「製造量又は取扱量」は，化学物質等の種類ごとに把握すべきものであること。

また，タンク等に保管されている化学物質等の量も把握すること。

ウ 指針の9(2)ウの「作業」とは，定常作業であるか非定常作業であるかを問わず，化学物質等により労働者の危険又は健康障害を生ずる可能性のある作業の全てをいうこと。

エ 指針の9(2)エの「製造等に係る作業の条件」には，例えば，製造等を行う化学物質等を取り扱う温度，圧力があること。また，「関連設備の状況」には，例えば，設備の密閉度合，温度や圧力の測定装置の設置状況があること。

オ 指針の9(2)オの「製造等に係る作業への人員配置の状況」には，化学物質等による危険性又は有害性により，負傷し，又はばく露を受ける可能性のある者の人員配置の状況が含まれること。

カ 指針の9(2)カの「作業の頻度」とは，当該作業の1週間当たり，1か月当たり等の頻度が含まれること。

キ 指針の9(2)キの「換気設備の設置状況」には，例えば，局所排気装置，全体換気装置及びプッシュプル型換気装置の設置状況及びその制御風速，換気量があること。

ク 指針の9(2)クの「保護具の使用状況」には，労働者への保護具の配布状況，保

護具の着用義務を労働者に履行させるための手段の運用状況及び保護具の保守点検状況が含まれること。

ケ 指針の9(2)ケの「作業環境中の濃度若しくはばく露濃度の測定結果」には，調査対象作業場所での測定結果が無く，類似作業場所での測定結果がある場合には，当該結果が含まれること。

(6) 指針の9(3)の留意事項の趣旨は次のとおりであること。

ア 指針の9(3)アの重篤度の見積りに当たっては，どのような負傷や疾病がどの作業者に発生するのかをできるだけ具体的に予測した上で，その重篤度を見積もること。また，直接作業を行う者のみならず，作業の工程上その作業場所の周辺にいる作業者等も検討の対象に含むこと。

化学物質等による負傷の重篤度又はそれらの発生可能性の見積りに当たっては，必要に応じ，以下の事項を考慮すること。

(ア) 反応，分解，発火，爆発，火災等の起こしやすさに関する化学物質等の特性（感度）

(イ) 爆発を起こした場合のエネルギーの発生挙動に関する化学物質等の特性（威力）

(ウ) タンク等に保管されている化学物質等の保管量等

イ 指針の9(3)イの「休業日数等」の「等」には，後遺障害の等級や死亡が含まれること。

ウ 指針の9(3)ウは，労働者の疲労等により，危険又は健康障害が生ずる可能性やその重篤度が高まることを踏まえ，リスクの見積りにおいても，これら疲労等による発生可能性と重篤度の付加を考慮することが望ましいことを定めたものであること。なお，「疲労等」には，単調作業の連続による集中力の欠如や，深夜労働による居眠り等が含まれること。

(7) 指針の9(4)の安全衛生機能等に関する考慮については，次に掲げる事項に留意すること。

ア 指針の9(4)アの「安全衛生機能等の信

頼性及び維持能力」に関して必要に応じ考慮すべき事項には、以下の事項があること。

- (ア) 安全装置等の機能の故障頻度・故障対策、メンテナンス状況、局所排気装置、全体換気装置の点検状況、密閉装置の密閉度の点検、保護具の管理状況、作業者の訓練状況等
 - (イ) 立入禁止措置等の管理的方策の周知状況、柵等のメンテナンス状況
- イ 指針の9(4)イの「安全衛生機能等を無効化する又は無視する可能性」に関して必要に応じ考慮すべき事項には、以下の事項があること。
- (ア) 生産性が低下する、短時間作業である等の理由による保護具の非着用等、労働災害防止のための機能・方策を無効化させる動機
 - (イ) スイッチの誤作動防止のための保護錠が設けられていない、局所排気装置のダクトのダンパーが担当者以外でも操作できる等、労働災害防止のための機能・方策の無効化のしやすさ
- ウ 指針の9(4)ウの作業手順の逸脱等の予見可能な「意図的」な誤使用又は危険行動の可能性に関して必要に応じ考慮すべき事項には、以下の事項があること。
- (ア) 作業手順等の周知状況
 - (イ) 近道行動（最小抵抗経路行動）
 - (ウ) 監視の有無等の意図的な誤使用等のしやすさ
 - (エ) 作業者の資格・教育等
- また、操作ミス等の予見可能な「非意図的」な誤使用の可能性に関して必要に応じ考慮すべき事項には、以下の事項があること。
- (ア) ボタンの配置、ハンドルの操作方向のばらつき等の人間工学的な誤使用等の誘発しやすさ、化学物質等を入れた容器への内容物の記載手順
 - (イ) 作業者の資格・教育等
- エ 指針の9(4)エは、健康障害の程度（重篤度）の見積りに当たっては、いわゆる予防原則に則り、有害性が立証されておらず、SDSが添付されていない化学物質

等を使用する場合にあっては、関連する情報を供給者や専門機関等に求め、その結果、一定の有害性が指摘されている場合は、その有害性を考慮すること。

10 リスク低減措置の検討及び実施について

(1) 指針の10(1)については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 指針の10(1)アの「危険性又は有害性のより低い物質への代替には、危険性又は有害性が低いことが明らかな化学物質等への代替が含まれ、例えば以下のものがあること。なお、危険性又は有害性が不明な化学物質等を、危険性又は有害性が低いものとして扱うことは避けなければならないこと。

(ア) ばく露限界がより高い化学物質等

(イ) GHS又は日本工業規格Z7252に基づく危険性又は有害性の区分がより低い化学物質等（作業内容等に鑑み比較する危険性又は有害性のクラスを限定して差し支えない。）

イ 指針の10(1)アの「併用によるリスクの低減」は、より有害性又は危険性の低い化学物質等に代替した場合でも、当該代替に伴い使用量が増加すること、代替物質の揮発性が高く気中濃度が高くなること、あるいは、爆発限界との関係で引火・爆発の可能性が高くなることなど、リスクが増加する場合があることから、必要に応じ化学物質等の代替と化学反応のプロセス等の運転条件の変更等を併用しリスクの低減を図るべきことを定めたものであること。

ウ 指針の10(1)イの「工学的対策」とは、指針の10(1)アの措置を講ずることができず抜本的には低減できなかった労働者に危険を生ずるおそれの程度に対し、防爆構造化、安全装置の多重化等の措置を実施し、当該化学物質等による危険性による負傷の発生可能性の低減を図る措置をいうこと。

また、「衛生工学的対策」とは、指針の10(1)アの措置を講ずることができず抜本的には低減できなかった労働者の健康障

害を生ずるおそれの程度に対し、機械設備等の密閉化、局所排気装置等の設置等の措置を実施し、当該化学物質等の有害性による疾病の発生可能性の低減を図る措置をいうこと。

エ 指針の10(1)ウの「管理的対策」には、作業手順の改善、立入禁止措置のほか、マニュアルの整備、ばく露管理、警報の運用、複数人数制の採用、教育訓練、健康管理等の作業者を管理することによる対策が含まれること。

オ 指針の10(1)エの「有効な保護具」は、その対象物質及び性能を確認した上で、有効と判断される場合に使用するものであること。例えば、呼吸用保護具の吸収缶及びろ過材は、本来の対象物質と異なる化学物質等に対して除毒能力又は捕集性能が著しく不足する場合があることから、保護具の選定に当たっては、必要に応じてその対象物質及び性能を製造者に確認すること。なお、有効な保護具が存在しない又は入手できない場合には、指針の10(1)アからウまでの措置により十分にリスクを低減させるよう検討すること。

(2) 指針の10(2)は、合理的に実現可能な限り、より高い優先順位のリスク低減措置を実施することにより、「合理的に実現可能な程度に低い」(ALARP: As Low As Reasonably Practicable) レベルにまで適切にリスクを低減するという考え方を定めたものであること。

なお、死亡や重篤な後遺障害をもたらす

可能性が高い場合等には、費用等を理由に合理性を判断することは適切ではないことから、措置を実施すべきものであること。

11 リスクアセスメント結果等の労働者への周知等について

(1) 指針の11(1)アからエまでに掲げる事項を速やかに労働者に周知すること。その際、リスクアセスメント等を実施した日付及び実施者についても情報提供することが望ましいこと。

(2) 指針の11(1)エの「リスク低減措置の内容」には、当該措置を実施した場合のリスクの見積り結果も含めて周知することが望ましいこと。

(3) 指針の11(4)は、指針の11(2)の周知を次回リスクアセスメント等を実施する時期まで継続して行うこととし、周知の内容が逸失しないよう、別途保存しておくことが望ましいこと。(別紙4参照)

12 その他について

指針の12は、本指針の制定により法第28条の2に基づく同名の指針が廃止されるが、同条に基づく化学物質のリスクアセスメント等を実施する際には、本指針に準じて適切に実施するよう努めるべきことを定めたものであること。

別添1・2、別紙1・2・3・4は、ホームページ参照。

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-41-1-0.htm>

○ 産業医の選任の改善について

(平成27年10月30日基安発1030第4号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局安全衛生部長名)

産業医の選任については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第13条第1項の規定において、事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから選任することとされているところである。

一方、産業医として選任できる者の事業場等における役職については、法又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」

という。)で制限は設けられていないため、企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例がみられるところである。

しかしながら、労働者の健康管理は一定の費用を伴うものであるため、事業経営の利益の帰属主体(以下「事業者」という。)を代表する者や事業場においてその事業の実施を総括管理す

る者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれも考えられ、法や規則においても、事業者を代表する者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が、産業医を兼務することを想定していないところである。

このようなことから、今般、別添（編注：略）の通知により、関係団体等に対して、以下の役職にある者を産業医として選任することは、そもそも適切でなく、選任している場合は早期に改善する必要がある旨の注意喚起を行ったので、御了知ありたい。

① 法人の代表者又は事業経営主（事業者の代

表者）

（例）代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長

② 事業場においてその事業の実施を総括管理する者（事業場代表者）

（例）病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

なお、今年度中に、産業医が事業者の代表者又は事業場代表者を兼務している可能性が考えられる業種の事業場を対象に、産業医の選任状況に関する調査等を行うことを予定しているが、具体的には別途指示することとしているので、御承知おきいただきたい。

○ 石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について

（平成27年11月17日基安化発1117第2号、都道府県労働局労働基準部長宛、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長宛）

石綿含有成形板等の除去作業における労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号、以下「石綿規則」という。）及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年3月31日技術上の指針公示第21号）に基づく措置の実施徹底を図っているところである。

今般、厚生労働省が環境省と合同で実施した東日本大震災被災地における建築物の解体現場での石綿気中濃度調査において、石綿含有成形板の除去を行う作業場から比較的高濃度の石綿が検出されたところである。本事案は、建築物から取り外した石綿含有成形板（内装材、ケイ酸カルシウム板第1種）を手作業で約30センチメートル角に破碎する作業を行っていたものであるが、湿潤化が十分でなく、破碎時に板の破断面から石綿等の粉じんが発散したこと及び床面に堆積していた粉じんが再飛散したことが考えられる。

については、同種事例の再発を防止するため、下記の事項に留意の上、石綿規則等に基づく措置の適切な実施について指導されたい。

なお、別添1（編注：略）のとおり関係団体

あて要請を行ったので了知されたい。

また、別添2（編注：略）のとおり、環境省から都道府県等の廃棄物担当部局及び大気環境担当部局あて関連の通知がされているので申し添える。

記

- 1 石綿含有成形板の除去に当たっては、原則として手ばらして、破碎又は切断等を伴わない方法で行うこととし、建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
- 2 石綿含有成形板が大きい等によりやむを得ず破碎等が必要な場合は、石綿等の粉じんを発散させないように十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。なお、板表面への事前の散水だけでは、破碎等に伴う破断面からの粉じん対策として十分でないので、破断面への散水等の措置を講じながら作業を行うこと。
- 3 破碎等に伴い発生した石綿等の粉じんが床面に堆積し、再飛散するおそれがあるので、状況に応じて飛散防止の措置を講じながら作業を行うこと。

○ 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について

(平成27年11月30日基発1130第2号, 都道府県労働局長宛, 厚生労働省労働基準局長名)

雇用管理に関する個人情報のうち労働者の健康に関する情報(以下「健康情報」という.)の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号)」について事業者が留意すべき事項を、平成16年10月29日付け基発第1029009号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(以下「留意事項通達」という.)により示しているところである。

平成26年6月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)」により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導の実施及び面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたこと等を踏まえて、留意事項通達について所要の改正を行い、平成27年12月1日より適用することとした。

改正点は別紙1(編注:略)の新旧対照表のとおりである。なお、改正後の指針は別紙2(編注:略)のとおりであり、別添(編注:略)のとおり関係事業者団体に対して周知を行ったので了知するとともに、貴局においても関係者に対して周知されたい。

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の一部改正の概要 (2015.12.4)

1 改正の内容

(1) 健康情報の定義について以下の改正を行う。

① 健康情報の例示として規定していた内容を、「産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者が労働者の健康管理等を通じて得た情報」に改める。

② 健康情報の例示として、以下のものを新たに規定する。

ア 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という.)第66条の8第1項の規定に基づき事業者が実施した面接

指導の結果及び同条第2項の規定に基づき労働者から提出された面接指導の結果
イ 安衛法第66条の8第4項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容

ウ 安衛法第66条の9の規定に基づき事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果

エ 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という.)の結果

オ 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果

カ 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容

(2) 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方として、以下の内容を新たに規定する。

① 健康情報は労働者個人の心身の健康に関する情報であり、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれのある機微な情報であるため、事業者は健康情報の適正な取扱いに特に留意しなければならない。

② 健康情報は、労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えてこれらの健康情報を取り扱ってはならない。

(3) 健康情報の適正な取得に関して、以下の内容を新たに規定する。

① 事業者は、法令に基づく場合を除き、労働者の健康情報を取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示し、本人の同意を得なければならない。ただし、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命又は身体の保護のために緊急に必要がある場合は

この限りではない。

- ② 安衛法第66条の10第2項において、ストレスチェックを実施した医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下「実施者」という。）は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者（以下「実施事務従事者」という。）に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。
- (4) 第三者に対する健康情報の提供に係る本人の同意の取得に関して、以下の内容を新たに規定する。
 - ① 事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、事業者は、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、事業者が外部機関にストレスチェックの実施を委託するために必要な労働者の個人情報情報を外部機関に提供することは、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、以下「法」という。）第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。
 - ② 安衛法第66条の10第2項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。
 - ③ 安衛法第66条の10第3項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該

労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。

- ④ 事業者が、安衛法第66条の8第1項又は第66条の10第3項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれる。
- ⑤ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第45条第10項及び第14項の規定において、派遣先事業者が安衛法第66条第2項から第4項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第66条の4の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

- (5) 事業者が保有する健康情報の開示に関して、「事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第66条の8第3項及び第66条の10第4項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報を含む健康情報については、本人から開示の請求があった場合は、原則として開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第25条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる」という内容を新たに規定する。
- (6) その他事業者が配慮すべき事項として「HIV感染症やB型肝炎等の職場において感

染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝性疾患に関する情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない」と規定していた内容について、その例外として、「労働者の希望に応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者が労働者から取得することはあり得る」という内容を新たに規定する。

2 適用日

平成27年12月1日

○ 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等について

(平成27年11月30日基発1130第1号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局長名)

平成26年6月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)による労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の改正により、平成27年12月1日から労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたところであり、同法の規定に基づき公表されている労働者の健康管理等に関する下記の4指針について、本日付けで所要の改正が行われ、平成27年12月1日から適用されることとなった。

改正点は別紙1～4の新旧対照表(編注:略)のとおりであり、改正後の指針は別紙5～8(編注:略)のとおりであり、別添(編注:略)のとおり関係事業者団体等に対して周知したので、了知するとともに、貴局においても関係者に対して周知されたい。

記

- 1 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号)
- 2 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成8年健康診断結果措置指針公示第1号)
- 3 労働者の心の健康の保持増進のための指針

(平成18年健康保持増進のための指針公示第3号)

- 4 労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施に関する指針(平成27年心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等の概要

(2015.12.4)

1 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号)の一部改正

(1) 根拠法令

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第70条の2第1項

(2) 改正の内容

- ① 法第69条第1項に基づき事業者が講ずるよう努めるべき健康保持増進措置の1つである「健康測定」について、以下の留意事項を新たに規定する。【4(1)イ関係】ア 問診、診察及び医学的検査の一部について、法第66条第1項の規定に基づ

く健康診断をもって代替する場合には、労働者本人の同意が必要であること。

イ 健康測定の間診の一部について、法第66条の10の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果を利用することも可能であるが、これを利用する場合には労働者本人の同意が必要であること。

ウ 健康測定として労働者のストレスを調査する場合は、ストレスの有無について二者択一により調べる方法等簡易な方法によるものとし、ストレスチェックを行うものではないことに特に留意すること。

② 健康測定等健康保持増進の取組において、その実施の事務に従事した者が、労働者から取得した健康情報を利用するに当たっては、当該労働者の健康保持増進のために必要な範囲を超えて利用してはならないことに留意することを新たに規定する。【5関係】

(3) 適用日

平成27年12月1日

2 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果措置指針公示第1号）の一部改正

(1) 根拠法令

法第66条の5第2項

(2) 改正の内容

① 健康診断結果に基づき事業者が医師の意見を聴くに当たって、必要に応じ、医師に提供する情報として、法第66条の10第3項の規定に基づく面接指導の結果及び労働者から同意を得て事業者に提供されたストレスチェックの結果を追加する。【2(3)口関係】

② 健康診断結果に基づく就業上の措置について、以下の不利益な取扱いを行ってはならないことを新たに規定する。【2(4)ハ（ロ）関係】

ア 就業上の措置の実施に当たり、健康診断の結果に基づく必要な措置につい

て医師の意見を聴取すること等の法令上求められる手順に従わないこと。

イ 就業上の措置の実施に当たり、医師の意見とはその内容・程度が著しく異なる等医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの又は労働者の実情が考慮されていない等の法令上求められる要件を満たさない措置を実施すること。

ウ 健康診断の結果を理由として、解雇、契約の不更新、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換若しくは職位の変更又は労働関係法令に違反する措置を講じること。

③ 派遣労働者に対する健康診断について、以下の留意事項を新たに規定する。

【3関係】

ア 健康診断の実施

- 派遣労働者に対する法第66条第1項の規定に基づく健康診断（以下「一般健康診断」という。）は、派遣元事業者に実施する義務があること、派遣先事業者は、当該派遣労働者が、派遣元事業者が行う一般健康診断を受診することができるよう必要な配慮をすることが適当であること。

- 派遣元事業者から依頼があった場合には、派遣先事業者は、その雇用する労働者に対する一般健康診断を実施する際に、派遣労働者もこれを受診することができるよう配慮することが望ましいこと。この際、当該一般健康診断の結果は、派遣元事業者が取り扱うべきものであることから、一般健康診断を実施した医師から直接派遣元事業者に結果を提供させること等の方法により、派遣先事業者は当該結果を把握しないようにすること。

イ 医師に対する情報の提供

- 派遣元事業者は、一般健康診断の結果について適切に医師から意見を聴くことができるよう、法令に基づき派遣先事業者から通知される労働時間に加え、必要に応じ、派遣先事業

者に対し、その他の勤務の状況又は職場環境に関する情報について提供するように依頼し、派遣先事業者は、派遣元事業者から依頼があった場合には、必要な情報を提供すること。この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への依頼について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならないこと。

ウ 就業上の措置の決定等

- 派遣労働者に対し就業上の措置を講ずるに当たって、派遣先事業者の協力が必要な場合には、派遣元事業者は、派遣先事業者に対して、当該措置の実施に協力するよう要請することとし、派遣先事業者は、派遣元事業者から要請があった場合には、これに応じ、必要な協力を行うこと。この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への要請について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならないこと。
- 派遣先事業者は、法第66条第2項又は第3項の規定に基づく健康診断（以下「特殊健康診断」という。）の結果に基づく就業上の措置を講ずるに当たっては、派遣元事業者と連絡調整を行った上でこれを実施することとし、就業上の措置を実施したときは、派遣元事業者に対し、当該措置の内容に関する情報を提供すること。

エ 不利益な取扱いの禁止

派遣先事業者は、派遣労働者に対し、以下の不利益な取扱いを行ってはならないこと。

- 一般健康診断の結果に基づく派遣労働者の就業上の措置について、派遣元事業者からその実施に協力するよう要請があったことを理由として、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。
- 派遣元事業者が本人の同意を得て、派遣先事業者に派遣労働者の一般健康診断の結果を提供した場合におい

て、これを理由として、派遣先事業者が、派遣元事業者が聴取した医師の意見を勘案せず又は当該派遣労働者の実情を考慮せず、当該派遣労働者の変更を求めること。

- 特殊健康診断の結果に基づく就業上の措置の実施に当たり、健康診断の結果に基づく必要な措置について医師の意見を聴取すること等の法令上求められる手順に従わず、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。
- 特殊健康診断の結果に基づく就業上の措置の実施に当たり、医師の意見を勘案せず又は労働者の実情を考慮せず、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。

オ 健康情報の保護

- 派遣労働者の一般健康診断に関する健康情報については、派遣元事業者の責任において取り扱うものとし、派遣元事業者は、派遣労働者の同意を得ずに、これを派遣先事業者に提供してはならないこと。

(3) 適用日

平成27年12月1日

3 労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）の一部改正

(1) 根拠法令

法第70条の2第1項

(2) 改正の内容

- ① ストレスチェック制度の施行に伴い、以下の内容を新たに規定する。【2・3・4・5(3)・8(1)関係】

ア 事業者が策定すべきとされている「心の健康づくり計画」の実施に当たっては、ストレスチェック制度の活用や職場環境等の改善を通じてメンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰の支援等を行う「三次予防」

が円滑に行われるようにする必要があること。

イ 衛生委員会等における調査審議において、ストレスチェック制度に関する調査審議とメンタルヘルスケアに関する調査審議を関連付けて行うことが望ましいこと。

ウ ストレスチェック制度は、各事業場の実情に即して実施されるメンタルヘルスケアに関する総合的な取組の中に位置付けることが重要であることから、心の健康づくり計画において、その位置付けを明確にすることが望ましいこと。

エ 事業場外資源を活用する場合は、メンタルヘルスケアに関するサービスが適切に実施できる体制や、情報管理が適切に行われる体制が整備されているか等について、事前に確認することが望ましいこと。

オ メンタルヘルスケア等を通じて労働者の心の健康に関する情報を把握した場合において、その情報は当該労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者が、当該労働者の健康の確保に必要な範囲を超えて、当該労働者に対して不利益な取扱いを行うことはあってはならないため、労働者の心の健康に関する情報を理由として、解雇、契約の不更新、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換若しくは職位の変更又は労働関係法令に違反する措置を講じてはならないこと。

② ストレスチェック制度の施行に伴い、規定の内容について以下のとおり改める。【5(1)(3)関係】

ア ストレスに気づくためには、「ストレスチェック制度によるストレスチェックの実施が重要であり、特別の理由がない限り、全ての労働者がストレスチェックを受けることが望ましい。また、ストレスチェックとは別に、随時、セルフチェックを行う機会を提供することも効果的である」という内容に改め

る。

イ 事業場内メンタルヘルス推進担当者について、「労働者のメンタルヘルスに関する個人情報を取り扱うことから、労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者を選任することは適当でない」という内容に改める。

ウ 労働者のメンタルヘルスに関する個人情報の取扱いについて、「産業医等は、診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の生データ又は詳細な医学的情報は提供してはならない」という内容に改める。

③ 派遣先事業者は、派遣労働者に対し、以下の不利益な取扱いを行ってはならないことを新たに規定する。【8(2)関係】

ア 心の健康に関する情報を理由とする派遣労働者の就業上の措置について、派遣元事業者からその実施に協力するよう要請があったことを理由として、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。

イ 本人の同意を得て、派遣先事業者が派遣労働者の心の健康に関する情報を把握した場合において、これを理由として、医師の意見を勘案せず又は当該派遣労働者の実情を考慮せず、当該派遣労働者の変更を求めること。

(3) 適用日

平成27年12月1日

4 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導

結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）の一部改正

(1) 根拠法令

法第66条の10第7項

(2) 改正の内容【12(2)関係】

① 派遣労働者に対するストレスチェック及び面接指導の実施に当たって、派遣先事業者は、派遣元事業者が実施するストレスチェック及び面接指導を受けることができるよう、派遣労働者に対し、必要

な配慮をすることが適当であることを新たに規定する。

- ② 派遣元事業者は、面接指導が適切に行えるよう、法令に基づき派遣先事業者から通知された労働時間に加え、必要に応じ、派遣先事業者に対し、その他の勤務の状況又は職場環境に関する情報について提供するよう依頼することとし、派遣先事業者は、派遣元事業者から依頼があった場合には、必要な情報を提供すること、また、この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への依頼について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならないことを新たに規定する。
- ③ 派遣労働者に対する就業上の措置について、「派遣先事業者の協力が必要な場合には、派遣元事業者は、派遣先事業者に対して、当該措置の実施に協力するよう要請するものとし、派遣先事業者は、派遣元事業者から要請があった場合には、これに応じ、必要な協力を行うこと、また、この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への要請について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならない」という内容に改める。
- ④ 派遣先事業者は、派遣労働者に対し、以下の不利益な取扱いを行ってはならないことを新たに規定する。

ア 面接指導の結果に基づく派遣労働者の就業上の措置について、派遣元事業者からその実施に協力するよう要請があったことを理由として、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。

イ 派遣元事業者が本人の同意を得て、派遣先事業者に派遣労働者のストレスチェック結果を提供した場合において、これを理由として、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。

ウ 派遣元事業者が本人の同意を得て、派遣先事業者に派遣労働者の面接指導の結果を提供した場合において、これを理由として、派遣先事業者が、派遣元事業者が聴取した医師の意見を勘案せず又は当該派遣労働者の実情を考慮せず、当該派遣労働者の変更を求めること。

エ 派遣先事業者が集団ごとの集計・分析を行うことを目的として派遣労働者に対してもストレスチェックを実施した場合において、ストレスチェックを受けないことを理由として、当該派遣労働者の変更を求めること。

(3) 適用日

平成27年12月1日